

第16回太田市景観審議会会議録

| | |
|---------------|---|
| 開催日時 | 平成30年5月31日(木) 午前10時から午前11時30分 |
| 開催場所 | 太田市役所 10階 10A会議室 |
| 出席委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・増山正明会長 ・渡邊美樹会長職務代理者 ・柳澤美樹委員 ・若林宏宗委員 ・山田篤志委員 ・丸橋康美委員 ・中村 充委員 ・間々田尚広委員 ・岡田俊夫委員 ・西村 豊委員 |
| 事務局 | (都市政策部) 赤坂部長、越塚副部長 (都市計画課) 柳課長、八木田係長、町田主任、手塚主事 |
| 事務局 (手塚主事) | <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は、ご多忙のところ、第16回太田市景観審議会にご出席くださりまして、ありがとうございます。</p> <p>開会に先立ちまして、都市政策部赤坂部長よりご挨拶申し上げます。</p> |
| 事務局 (赤坂部長) | <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>都市政策部長の赤坂でございます。</p> <p>本日は、大変にお忙しい中、景観審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。開催にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。</p> <p>本市は、「活気ある街」として表現されることが多い街です。特に太田駅周辺は、「変わったね」とか「良くなったね」との声を多くの人から聴くようになりました。</p> <p>そのような発言をする人が見ているのが、まさにこの審議会の名前になっている「景観」であります。駅に降り立つ人や車を運転する人は、まず、「景観」を見て、その街の印象を判断しています。日本全体で、人口減少が問題となっている中で、本市が「活気ある街」と評価されているのは大変喜ばしいことと捉えております。</p> <p>一方で「活気ある街」は「街の表情＝景観」が大きく変わっていつている街、とも言えます。最近の建築物は、景観に配慮されたものが多くなってきておりますが、景観への配慮を欠いた建築が計画される可能性が多いのも「活気ある街」の特徴ということが言われています。幸い本市では、そのような突拍子もない建築がなされているとは思えません。今後ますます、景観条例や屋外広告物条例などによる規制・誘導、また景観賞や景観講演会などによる良好な景観に向けての取り組みが、重要となっていくと考えられているところであります。</p> <p>景観づくりは行政だけでは限界があります。本市の景観づくりのコアとして位置づけられている、この景観審議会、委員の皆さまをはじめとして、市民や事業者の皆さまのご協力をいただきながら、景観づくりを進めてまいりたいと考えていますので、引き続き、ご理解とご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日のご審議におかれましては、どうぞ、よろしく申し上げます。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 事務局 (手塚主事) | <p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、本年度の事務局体制につきまして、改めて紹介をさせていただきます。</p> <p>都市政策部 都市建設担当 越塚副部長です。</p> <p>都市計画課 柳課長です。</p> <p>都市計画課 都市景観係 八木田係長です。</p> <p>同じく都市景観係 町田主任です。</p> <p>私は、本日の進行を務めます、都市景観係 手塚です。よろしくお願いいたします。</p> |
| 事務局 (手塚主事) | <p>(1 開会)</p> <p>只今より、第16回太田市景観審議会を開会いたします。</p> <p>本審議会につきましては、太田市景観条例施行規則第39条第2項に「委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。」と規定されておりますが、本日は14名の委員のうち10名の方がご出席いただいておりますので、本会議は成立していることをご報告させていただきます。</p> |
| 事務局 (手塚主事) | <p>(2 会長挨拶)</p> <p>ここで、太田市景観審議会の会長であります、増山(ますやま)会長よりご挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>増山会長、よろしくお願いいたします。</p> |
| 増山会長 | <p>(挨拶)</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は、お忙しい中、ご都合をつけていただきありがとうございます。今回は第16回の景観審議会となりますが、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆さまには、昨年1年間、審議会を始め、表彰等評価部会が2回と届出等審査部会が3回の開催ということで、大変ご協力をいただきました。改めてお礼を申し上げます。</p> <p>本日の審議会では、審議事項が1つと報告事項が3つあります。審議事項は、今年度の景観賞について、ご審議いただきます。報告事項についてですが、まずは、この審議会の任期が9月30日で任期満了になることから、委員の改選について報告がございます。それと景観関連の事業の平成29年度実績と平成30年度の計画について報告がございます。</p> <p>いつものように委員の皆さまからの積極的かつ建設的なご意見をと、議事のスムーズな運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、ご挨拶札といたします。本日もどうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 事務局 (手塚主事) | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、景観条例施行規則第37条第2項の規定に基づきまして、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。</p> <p>増山会長よろしくお願いいたします。</p> |
| 増山議長 | <p>それでは、ご指名をいただきましたので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程につきましては、お手元の日程の順序で会議を進行したいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>増山議長</p> | <p>(3 会期の決定)</p> <p>日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。 本会議の会期は、本日一日と致したいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認め、本審議会の会期は本日一日と決定いたしました。</p> <p>(4 会議録署名委員の指名)</p> <p>次に日程第4、会議録署名委員2名をご指名申し上げます。 議席番号 8番 山田篤志 委員 議席番号 12番 間々田尚廣 委員 をご指名申し上げます。 よろしく願いいたします。</p> |
| <p>増山議長</p> | <p>(5 議事)</p> <p>次に日程第5、議事に入りたいと思っております。 議案第1号 第8回太田市景観賞について、事務局より説明をいたします。</p> |
| <p>事務局 (八木田係長)</p> | <p>事務局の八木田です。本日はお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。 とうございます。</p> <p>説明の前に本日配布の資料の確認をお願いします。まずは「第16回太田市景観審議会日程」です。続いて「『太田市景観審議会』委員応募用紙」、それと「2 自家広告物の許可基準」。こちらは、屋外広告物条例の手引きの抜粋でございます。そして「太田市景観審議会の公開に関する方針」、それと「第9回(平成30年度)お気に入りの景観発表会 アンケート集計結果」。最後に「議案書正誤表」でございます。</p> <p>資料はお手元に揃っているでしょうか。</p> <p>最後の「議案書正誤表」に関しては、大変申し訳なかったのですが、最終チェック前のデータの物を印刷してお配りしてしまいました。 訂正箇所があまりにも多かったので、別紙でお示しさせていただきました。大変申し訳ございませんが、訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。</p> <p>それでは、議案第1号についてご説明いたします。 議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>「第8回太田市景観賞について」ということで、事務日程の案を一覧表にしたものでございます。 本日5月31日に景観賞に関するご審議をいただいた後に、ホームページへの掲載や行政センター等へポスター掲示等を行い、8月1日号の広報おたに掲載して、その8月1日から9月28日まで、案件を募集してまいりたいと考えております。8月には区長会や商工会議所からも周知してもらおう予定となっております。 昨年度、直接、声をかけての募集などをしなくて、かなり応募件数が</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>減ってしまったという、苦い実績がありますので、今年は当初から積極的に事務局の方からも「いかがですか」とパンフレットの郵送なども行っていきたいと考えております。</p> <p>応募がありましたら随時、事務局で案件の補足調査、現地確認を行い、実際の審査は10月下旬を予定しております。審査に関しては、この後、報告1号にあります。改選後の新しい委員さんによって行います。</p> <p>なお、審査会の前、10月上旬に、表彰等評価部会を開催し、審査方法や、表彰対象者の決め方、例えば、建築物が表彰対象となった時に、所有者・設計者・施工業者のどこまでを表彰するのかなど、ご決定いただきます。</p> <p>審査会当日は審査方法を再確認したうえで、現場確認に臨んでいただき、評価点数の集計、意見調整を踏まえて、即日表彰案件を決定、と考えています。</p> <p>結果を、庁内手続きなどを経て、昨年度は1月24日に表彰式を行いました。今年度も1月下旬の表彰式とそれに合わせまして景観講演会を予定しております。詳しい日時、会場、はまだ決まっておりますが、審査、表彰の日程は、この日程でお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして募集要項ですが、議案書では3ページと4ページになります。3ページをご覧ください。</p> <p>基本的な内容は昨年度のものに変更はありません。</p> <p>目的、表彰の範囲、応募資格、応募方法、4ページの提出方法、応募期間などは昨年と同様です。この中で、3ページの2番、表彰の範囲については、要項内の表現は変更しないのですが、昨年度の表彰等評価部会で表現を分かりやすくした方が良いご意見がございましたので、後ほど説明いたします。応募用紙の表現は変更する予定です。</p> <p>4ページに戻りまして、7番の審査結果を受けまして、8番の発表は、11月中に受賞者への通知や各媒体へ公表いたします。</p> <p>9番の表彰は、大賞は原則1点、その他の賞は若干数としますが、賞に値しないものであれば、受賞なしもやむを得ないものとしますし、逆に今までは毎年、全部で3点が多かったのですが、点数が増えても構わないものとします。</p> <p>5ページの太田市景観賞応募推薦用紙(案)は、応募対象内の「対象となる内容にチェック印をしてください」の欄内を変更してあります。昨年度の物は、先ほどの要項と似た表現であったのですが、今回は、「良好な景観を形成するために、地域特性や周辺景観に配慮して下のいずれかの行為を実施した者」と最初に前置きをしてから、「建築物の建築…」ですとか「5年以上行っている、良好な景観を構成する物件の保全・管理」など、行為自体をスッキリさせてわかりやすい表現に変更しました。</p> <p>以上、第1号議案の説明になります。ご審議のほどお願いいたします。</p> |
| 増山議長 | <p>只今、事務局より議案第1号 第8回太田市景観賞について、説明がありました。</p> <p>只今の説明に関しまして、ご意見等がありましたらお願いします。</p> |
| 山田委員 | <p>景観賞について、1月に表彰して、2月に都市計画ぐんまという雑</p> |

| | |
|----------------|---|
| | 誌に寄稿するようですね。色々、問題はあるのかもしれませんが、一定期間、景観賞受賞作を市役所のロビーに展示するのはいかがでしょうか。 |
| 事務局 (八木田係長) | 検討させていただきます。4月、5月には、景観賞を受賞したものをお気に入りの景観発表会の作品と併せて展示させていただいたりはしています。 |
| 増山議長 | なるべく早い時期に展示ということですね。 |
| 事務局 (八木田係長) | 11月には決まっておりますので、その段階で展示できるかどうか。検討させていただきたいと思います。 |
| 間々田委員 | 表彰式の時に、受賞者のコメントを一言いただければいいと思います。もちろん、受賞者の方の承諾を得てという形ですが。 |
| 事務局 (八木田係長) | その場で、受賞者にコメントを貰うのも1つの方法だと思いますし、受賞者がそれを嫌だということであれば、当日配布するパンフレットにコメントを載せていただくというのも一つのやり方だと思います。出来れば、その場で聞きたいというところではありますが。 |
| 間々田委員 | そうですね。受賞者の生の声を聞けるのであれば、印象には残ると思います。 |
| 事務局 (八木田係長) | はい。そのようにさせていただきたいと思います。 |
| 山田委員 | それは、一人ひとり聞いていくのですか。 |
| 間々田委員 | 複数人いれば、代表の方ということでもいいかと思います。 |
| 岡田委員 | ただ、時間を制限しないと、あまり長すぎるのは良くないと思います。一人3分以内とか基準を設けたほうがいいのかも说不定ですね。 |
| 渡邊会長職務 代理者 | 確かに、私もコメントを貰うのはいいことかと思います。今まで審査員と受賞者には交流があまりなかった。表彰式の時に初めてお会いする感じで、距離を感じることもありました。 |
| 丸橋委員 | 景観賞は8月から募集が始まっています、市民に周知が広がっていていいと思います。ただ、8月というのは、春の花などは咲き終わる頃でして、3～4月頃に一度PRしていただくと、いいと思うのですが。 |
| 事務局 (八木田係長) | 現在、こちらとしても、広報・ツイッター・ホームページなどで、見ごろの時期の花などをPRしています、全般的な時期でPRしている状況です。ただ、市役所側の都合ですが、年度が変わらないと、決めることが出来ないものもありまして、そこはなかなか難しいかもしれません。もちろん、周知自体は時期を限定せずにさせていただくつもりです。 |
| 間々田委員 | 1月の表彰式の後、ホームページで掲載すると思うのですが、その時に来年度も開催しますという案内はされているのですか。 |
| 事務局 (八木田係長) | 特に行っておりません。 |
| 間々田委員 | 出来れば、記載していただいたほうがいいと思うのですが。 |
| 若林委員 | 関連してよろしいですか。5月1日の広報おおたに「花のみごろですよ」といった記事が出ていましたよね。その写真の下に、今年の8月に景観賞の募集を行う旨を書き加えれば、丸橋さんのご意見も通るのではないのでしょうか。 |
| 増山議長 | 年度が変わってのすぐのタイミングでこのような案内ができれば |

| | |
|----------------|--|
| | よろしいのではないでしょうか。 |
| 事務局 (八木田係長) | 分かりました。8月～9月に受け付けている旨を一筆いれます。 |
| 事務局 (赤坂部長) | 分かりました。工夫させていただきます。 |
| 間々田委員 | 話は戻るのですが、表彰式にケーブルテレビが入っていますが、あれをPRに活用すればよいと思います。放映する日を宣伝すれば、よりアピールになると思います。ただ、ケーブルテレビなので視聴者は限られたり、放映する日が分かりづらい等がありますが。 |
| 事務局 (赤坂部長) | こちらから、アクションを起こし、放映する日を教えてもらい、PRにも活用させていただきます。また、テレビ局にイベントの情報提供をするのもいいのかもしれませんが。テレビ局の方がそれをニュースとして取り扱っていただけるのかは分かりませんが。 |
| 増山議長 | それから、景観賞の応募用紙についてはいかがでしょうか。表彰等評価部会の意見も取り入れていただき、応募要件などは分かりやすくしていただいたのですが。特に、意見はよろしいですか。 他にご意見もないようですので、お諮りいたします。 議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 |
| 委員 | (異議なしの声) |
| 増山議長 | 「異議なし」と認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり決定されました。 |
| 増山議長 | 次に、報告第1号 太田市景観審議会委員の改選について、事務局より説明をいたします。 |
| 事務局 (八木田係長) | <p>それでは報告第1号「太田市景観審議会委員の改選について」説明をさせていただきます。議案書は6ページをご覧ください。</p> <p>内容は、景観審議会の委員任期が今年の9月30日までとなっておりますので、委員の改選をするものです。</p> <p>各種団体推薦の委員さんにつきましては、7月に各団体へ推薦をお願いし、1カ月程度で推薦をいただき決定したいと思います。</p> <p>市民公募の委員さんにつきましては、広報、ホームページで周知し、7月2日から31日まで募集いたします。その際、②と致しまして、無作為抽出アンケート回答者から募集という記載がございますが、こちらは、太田市で最近取り組んでいる方法で、「一般的な公募だけだと手を上げない人でも、直接声を掛ければ会議に参加してくれる人もいる」という考え方で実施している物でございます。実際は改めて景観審議会の方で無作為抽出を行うのではなく、他課で無作為抽出した市民からアンケートの中で「まちづくり」に関心にある人に「景観審議会はいかがですか？」と案内を送る方法で実施します。一般的な公募とこの方法を加えて応募があったなかから、書類審査を経て、8月中には新規の委員さんを決定したいと考えております。</p> <p>なお、書類選考につきましては、会長、職務代理者、部会長、副部会長にお願いいたします。</p> <p>その際、審査基準等につきましても、事前に協議、確認させていただきます。</p> <p>応募用紙も本日お配りを致しましたが、こちらはあくまでも前回の用紙ですので、協議の結果必要であれば手を加えて、今回の応募用紙</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <p>を作成させていただくものでございます。</p> <p>新しい委員の委嘱につきましては、(3)で空欄になっておりますが、10月の月上旬に景観審議会を開催する予定で、その際に、委嘱状を交付いたします。</p> <p>市民公募につきましては、もちろん現在の委員さんも応募可能ですので、ご応募いただければ、他の応募者と合わせて選考対象とさせていただきます。以上、簡単ではございますが報告第1号の説明とさせていただきます。</p> |
| 増山議長 | <p>只今、事務局より報告第1号 太田市景観審議会委員の改選についての説明がありました。</p> <p>只今の説明に関しまして、ご意見等がありましたらお願いします。</p> |
| 岡田委員 | <p>学識経験者4名以内、各種団体6名以内、市民5名以内とありますが、市民を重要視していただきたい。具体的には各種団体5名以内、市民6名以内の方が良いと思いますが、いかがでしょうか。</p> |
| 事務局 (八木田係長) | <p>こちらは、規則で決まっておりますので、人数の変更となると、規則を変更することにはなりません。</p> |
| 岡田委員 | <p>規定で決まっているのですね。</p> |
| 事務局 (八木田係長) | <p>はい。それと、この人数の割合は他の審議会等を見ても市民が多い方だと思います。ですが、必要であれば、人数などは変えていこうとは思っています。</p> |
| 岡田委員 | <p>やはり、そこまでして変更する必要ないと思います。</p> |
| 増山議長 | <p>他のところを見ても、この景観審議会は市民が多い方だとは思いますがね。他の審議会は、市民の方は2～3名というところが多いですね。なので、人数を変えるというのは、もう少し様子を見る方がいいのかもしれないですね。</p> |
| 増山議長 | <p>10月上旬に新しい委員の委任式である景観審議会をやって、同日に表彰等評価部会もやるという流れですかね。ということは、審議会の時には部会の担当は決まっているということですかね。</p> |
| 事務局 (八木田係長) | <p>はい。委嘱状交付を景観審議会で行い、その時に部会の担当を決めさせていただきます。表彰等評価部会の担当になられた方は、そのあとに残ってもらう形になります。</p> |
| 増山議長 | <p>他にいかがでしょうか。改選についてなにかご質問等ございましたらお願いします。</p> |
| 委員 | <p>(異議なしの声)</p> |
| 増山議長 | <p>よろしいですか。それでは意見もないようでございますのでお諮りいたします。報告第1号については承認ということでご異議ございませんか。</p> |
| 委員 | <p>(異議なしの声)</p> |
| 増山議長 | <p>「異議なし」と認めます。報告の第1号については承認されました。それでは報告第2号に入ります。29年度の景観関連の事業実施報告について事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 (八木田係長) | <p>それでは、報告第2号「平成29年度景観関連事業実施報告について」ご説明いたします。議案書は7ページから10ページになります。</p> |

報告は「景観に関する取り組み」と「屋外広告物に関する取り組み」、それと「景観審議会の開催」の3つに分けてあります。

まず、「景観に関する取り組み」です。

景観法の届出対象行為として、周囲の景観に影響を与える大規模な行為について、事前に行為内容の届出を受け、景観形成基準との適合を審査しております。

届出対象となるのは、建築物が1000㎡または高さ15mを超える物、工作物は高さ15mを超えるか、高さ2mかつ長さ50mを超える物、その他1000㎡を超える開発行為などで、164件の景観法に定める届出を受理いたしました。

行為の内訳は、建築物が29件、工作物は7件。この2つについては、壁面や屋根の色彩が基準に適合するよう指導しています。開発行為が86件。土地区画形質の変更が50件で、行為の目的は表に記載のとおりです。この中には太田市が行った建築行為など通知4件を含んでいます。

次に、第8回お気に入りの景観発表会ですが、例年、年度初めに開催しており、本年度もすでに終了しましたが、「このとき、ここから、この景色」と題し、市内の景観を紹介していただいたものを展示しました。昨年度は、25人から写真71点と書面1点のご応募をいただき、市役所1階とエアリスのホールで展示しました。

続いて、「ぐんま景観・まちづくり展」ですが、こちらは、群馬県が主催のイベントへの参加で、7月13日に群馬会館で開催されました。太田市としては、景観賞とお気に入りの景観、市民会館のパネルを展示し、観光案内を配布しました。

8ページに移りまして、4番、第7回太田市景観賞の表彰式と講演会ですが、1月24日に南庁舎で開催しました。受賞者、講演会につきましては、ここに記載のとおりです。

5番の景観形成重点地区の指定検討では、景観計画で定める8つの候補地の中の一部で詳細エリアの検討を開始致したところです。その中で、次の報告の中で紹介いたしますが、本年度実施する予定の南一番街について、群馬県と共同で「屋外広告物タウンミーティング」を開催いたしました。詳細は、この後、屋外広告物に関する取り組みで説明いたします。

その、屋外広告物に関する取り組みです。

平成23年1月1日から、県から屋外広告物の許可等の事務が委譲となり、取り組みを始めましたが、昨年度の許可件数は740件、手数料収入が9,155,500円でした。

また、公共等が表示・掲出する広告物の届出が3件あり、ポスターや立看板等の短期の届出が67件ありました。

2番の屋外広告物の現地確認については、平成26年度から引き続き実施しておりまして、完了検査や違反広告物のパトロールを、引き続き、月1回を目安に実施しています。建築確認データなども参考にして、有益な調査ができるように改良しながら行っております。

それと併せて、3番の屋外広告物の是正指導も再開いたしました。
過去に1000㎡以上の商業施設や工業団地内の工場などの大規模な施設や国県道や主要市道の沿線の野立て看板の是正指導は行いましたが、主要道路沿いの店舗の指導は済んでいなかったため、再開し、主要道路282kmのうち、108kmを実施しました。来年度までには完了したいと考えております。指導による是正率は、29年度で63.4%、全体では91.4%で、逆に言いますと2,285件中197件に未だ是正に応じていただけていない、無許可の案件となっておりますので、引き続き粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

結果を申し上げますと、屋外広告物は3年で更新申請が必要になりますので、3年前と比較しますと、受付件数は674件が740件になり、66件の増、手数料は746万円が915万円となり、約169万円の増収の効果となっております。

4番の簡易除却は、景観ボランティアの皆さんや関係団体にご協力いただき、違反簡易広告物、はり紙や、はり札、立看板の除却したものでございます。

屋外広告物適正化旬間やニューイヤー駅伝前の一斉除却などの強化期間を含め通年で実施しています。

5番の景観ボランティアは、3月末現在で講習受講者が222名。個人登録のほか、活動団体として、青少年育成推進連絡協議会（青少推）と西村さんが代表を務めておられますNPO法人新田環境みらいの会の2団体にご協力いただいております。

なお、昨年度は景観ボランティアを対象に「景観賞巡り」を実施いたしました。ボランティアの方には、危険もありますので、複数での活動をお願いしているのですが、単独での講習受講者も多いことから、景観賞を受賞した建築物を車で案内する中で交流を図っていただき、複数人での活動の助けになればと考えております。

6番の屋外広告物条例施行規則の一部改正は、届出等審査部会内で検討していただき、複合型商業施設等の自家広告物の表示面積の上限を600㎡から1,050㎡に変更したものでございます。この内容に関しては、本日配布の資料「2自家広告物の許可基準」の赤字で記載した部分に変更した箇所となっております。

また、既に違反している屋外広告物に対する「指導の手順・方針」と「許可と条件の例」も定めさせていただきました。こちらは、先ほどの是正指導を行なう中で、既に表示されている許可基準に違反している屋外広告物をどのように指導していけば良いかを定めたものでございます。

野立て看板などは原則通り、すぐに直すよう指導しますが、お店に表示している看板などは、大きくてかなり費用もかかるようなものも多いことから、速やかな改造が難しい案件もあるので、案件ごとに事情を考慮して、段階的に是正を求めてまいります。

「許可と条件の例」は、それらの指導が必要な案件のうち代表的なもの6件の指導方法を定めたもので、他の指導の参考としていくもの

| | |
|----------------|--|
| | <p>でございます。現在6件中4件に通知済みで、近日中に全ての案件に指導の通知が発送できる予定です。</p> <p>ちなみに発送済みの4件中2件からは問い合わせがあり、1件に関しては今後の取り組みに関して、詳細の打合せをしたところでございます。</p> <p>その他、個別の案件として、更新手続きを行わない申請者への指導や現地確認時に発見した屋外広告物の是正指導、市内の風致地区における建築等の規制にかかる許可申請を行っております。</p> <p>10ページに移って頂いて、景観審議会の開催経過についてです。</p> <p>昨年度は、審議会が1回、表彰等評価部会が2回、届出等審査部会は3回開催いたしました。先ほどの規則改正等以外にもニューイヤー駅伝の看板の条件付き許可などもご審議いただき、景観賞の審査も含め、多くの事案を取りまとめていただき、誠にありがとうございました。</p> <p>また、審議とは別に、景観審議会の公開に関する方針も定めさせていただきました。詳しくは、本日別紙でお配りさせていただきましたが、原則としては、審議会は傍聴可でホームページに会議録を公開、各部会は傍聴不可で会議録も非公開ということになります。</p> <p>以上、平成29年度景観関連事業実施報告でございます。</p> |
| 増山議長 | <p>どうもありがとうございました。昨年はかなりいろいろな取り組みをしてきましたね。それではご質問・ご意見をお願いします。</p> |
| 中村委員 | <p>ここに書かれている中で、ぐんま景観・まちづくり展と屋外広告物タウンミーティングに関しては知りませんでした。できれば、景観審議会委員には、「このようなものがありますよ」という連絡をいただきたいと思います。</p> |
| 事務局 (八木田係長) | <p>ご指摘のあった2つは、群馬県が主催した事業なのですが、ぐんま景観・まちづくり展は、今年も開催予定ですので、案内を発送させていただきます。屋外広告物タウンミーティングに関しては、毎年場所を変えて県で実施しているものなので、審議会委員の皆さんへご案内も検討したのですが、県の計画通り、例年通りの参集で行ったものでございます。今後は、このような事業がありましたら、ご案内させていただきます。</p> |
| 山田委員 | <p>都市計画課からは、いろいろな郵便物をいただいて、ありがたいのですが、今の時代ですから、先ほどの案内などはメールでの配信でもいいと思うのですが。</p> |
| 事務局 (八木田係長) | <p>承知しました。</p> |
| 間々田委員 | <p>景観賞巡りで、6名参加したとのことですが、参加者の感想はどのようなものでしたか。</p> |
| 事務局 (手塚主事) | <p>みなさん概ね喜んでいただいたような感じでした。太田市に長く住んでいる人も住み始めたばかりという人もいたのですが、今井酒造や大隅美術館、世良田の歴史公園などは、「知らなかったので知ることができて良かった」「こんないいところがあるんだね」という意見が</p> |

| | |
|----------------|---|
| | 多かったです。 |
| 間々田委員 | よろこんで頂けているなら良かったと思います。これは継続して実施していくのですか。 |
| 事務局 (手塚主事) | 同じことを行っていくのは、だんだん厳しくなっていくと思うので、そこも含めて継続についても考えてまいります。 |
| 増山議長 | 過去の受賞案件から、いくつか選んで行ったのですか。 |
| 事務局 (手塚主事) | 3月2日で、花の時期ではなかったので、建築物を選んで行くことにしました。 |
| 間々田委員 | 花の見ごろは、ホームページに載っていましたよね。良かったと思います。 |
| 柳澤委員 | お気に入りの景観発表会は広報や周知もされていますが、なかなか行けないんですけど、その会場で景観賞の周知は行っていますか。 |
| 事務局 (八木田係長) | 一緒に展示しています。花の見ごろがあるようなものは、見ごろも書いて展示するようにしています。 |
| 柳澤委員 | 会場が、エアリスや本庁舎だと、なかなか行かない人も多い場所かと思います。イオンとかニコモールとか、特に行って見ようと思わない人や太田市以外人も来るような場所で開催していただくといいのかなと思います。 |
| 事務局 (八木田係長) | 次の報告の第3号に記載させていただいたのですが、来年度に向けての検討事項になっていますので、ぜひ実施したいと考えております。 |
| 西村委員 | 景観ボランティアは、横のつながりがないと思います。何年かに1回でいいので、集まってミーティングのようなものを開催するというのはいかがでしょうか。 |
| 事務局 (八木田係長) | そうですね。今回は「景観賞巡り」を開催させていただいたのですが、集まるだけでも意義があることかと思っておりますので、そのような方法も検討させていただきます。 |
| 間々田委員 | 新しい市民会館が、国際的な照明の賞をいただいたということをホームページで見たのですが、照明も景観になりますよね。 |
| 赤坂部長 | 美術館・図書館は、村野藤吾賞とかいただいたのですが、市民会館の方ですか。 |
| 間々田委員 | そうです。市民会館です。市民会館のホームページに載っていました。内容は英語なのでよく分からなかったのですが。 |
| 増山議長 | 日本の照明学会でも賞はあるのですが、そちらではなかったようですね。 |
| 事務局 (八木田係長) | 確認してみます。 ※IALDアワード(国際照明デザイナー賞) |
| 丸橋委員 | 屋外広告物の是正指導は、非常に難しいと思いますが、県や他市町村から情報を得て、具体的な方法等は検討しているのですか。 |
| 事務局 (八木田係長) | 広告業者の登録は、県が行っていますので、直接的な指導は県にお願いしたいと考えておりますが、それぞれの広告物に関しては、市が許可を出していますから、「許可申請してください」「これを許可基準に合わせてください」などと指導しています。他にも取り組んでいる市もありますので、情報交換しながら取り組んでおります。 |
| 山田委員 | 違反広告物は、一般の市民から見たらわからないですよ。一目見てわかるような工夫はないのですか。 |
| 事務局 (八木田係長) | 許可のシールを渡してありまして、それを貼ることになっています。ですから、脚に貼ってあれば、許可という判断はできます。 |

| | |
|----------------|---|
| 山田委員 | それもあまり浸透していないですね。やはり、違反というのは良くないので、市民の皆さんも含めてみんなで目を光らせていけるような方法が作っていければ良いのかなと思います。 |
| 事務局 (八木田係長) | 現状では、シールのありなしくらいしか判断できるものはない、状況です。他の街では逆に「違反」というシールを貼っているところもあります。ただし、厳密な話をすると「板面を傷つける」ということにもなる行為ですので、結局は脚に貼るようなものになると思います。昔考えたのは「さらしのようなものを巻く」というもので、これであれば傷はつかないですが、今度は巻きつけるのが大変ですし、なかなか新しい方法は難しい状況になっています。 |
| 山田委員 | 是正勧告を何回かして、してくれない場合は、氏名公表などもあったと思いますけど、実際にしたことはありますか。 |
| 事務局 (八木田係長) | 今のところはないです。 |
| 増山議長 | 山田委員さんのおっしゃるように、みんなで監視していけばいいのですが、どのように関与しては良いかは、なかなか難しそうですね。トラブルになっても困りますしね。 |
| 若林委員 | 全国でも県内でも条例を設置しているのはどれくらいですか。 |
| 事務局 (八木田係長) | 県内では10くらいだったと思います。 ※7市2町1村で10市町村。それ以外は県条例を適用。 |
| 若林委員 | テレビでとんでもない大きな看板を付けている大学を見ましたが、建物の3分の1くらい大きなものでしたよ。太田市はこのように取り組んでいるのに、そこの自治体はどうなっているのかとおもいましたよ。太田市の基準では駄目ですよ。 |
| 事務局 (八木田係長) | はい。許可基準違反です。 |
| 増山議長 | 他にいかがですか。景観形成重点地区などの取り組みなども少しずつ動いているようですが…。 |
| 柳澤委員 | 景観形成重点地区の候補地は何か動いていますか。 |
| 事務局 (八木田係長) | 資料のとおり、例えば、金山周辺というような大まかなエリアが決まっているだけなので、その中で同じ景観を形成していく、守っていくエリアというのを、事務局で細かく区切っていく作業をしている最中です。それとは別に、南一番街だけは、早く取り組んだ方が良さだろうという意見がありますので、その取り組みだけは先に進めさせていただきます。 |
| 間々田委員 | 難しいでしょうけれども、南一番街を景観としてもどうにかしなくてはならないということは、市民の皆さんも思っているのではないかと考えています。 |
| 事務局 (八木田係長) | いま、建物も古くなっていますし、今後建て替えなども行われていくと考えられます。ただし、街としてどのようにしていくというものがないと、景観だけ先に決めてしまうと整合しなかったり、かえって足かせになってしまったりすることもありますので、うまくバランスを取って、街の方向性が見定まった時には、すぐ動き出せるようにエリアとして景観を守っていこうということだけは定めておきたいと考えております。太田駅前の太田市の顔となるエリアということは間違いありませんが、それを許可申請が必要な規制として定めるのか、みんなで守っていこうというガイドライン的に定めるのか、ということも問題になってくると思います。 |

| | |
|----------------|--|
| 間々田委員 | 市民として単純に考えれば、ピンク（風俗店舗）がなくなればいいと思いますが…。 |
| 山田委員 | <p>前橋の人に聞いてみると、それが良いか悪いか分からないのですが、あんな事を条例で決めてもらって、寂れちゃったよという話は聞きました。確かに、月曜日だったのですが、誰もいないですよ。ビックリしてしまい、幽霊みたいに感じました。</p> <p>まあ一応電気は点いてますけど、これを良いと判断するというのはいかがなものかと思いました。言い方悪いかもしれませんが、考え方も不純なのかも知れないですけど、太田は太田であればあれで、太田だけでなく車のナンバー見ると熊谷だとか、何とかね、そういうよその地域から集まってくる。</p> <p>太田に来た人は、先ず行きたいねっていうのは、夜の南口です。どんなものかと思うのでしょね。北関東であれだけの繁華街っていうのはちょっと無いらしいので、そのように考えると間々田さんの気持ちも分からないでは無いのですが、反対の話もあるというのは、この間前橋で実感しましたよ。本当に誰もいないですよ、怖いようですから。</p> |
| 増山議長 | 今後の議論ですね。太田市は、他の色んな都市マス、都市マスというか、都市マスタープランなり、立地適正化も作っているんですか。 |
| 事務局 (八木田係長) | 作っています。 |
| 増山議長 | そういった色んな関係の諸計画等のすりあわせの中で、景観というのも入ってくると思うのですが、やっぱりこの部分は先ほどもお話しあったように都市的な圧力というか、それが一番強いことの一つでしょうからね。だから、そういう意味ではなるべく早い時期にそれも構築しなければいけないだろうという事で、先行した取り組みがなされつつあると思います。 |
| 間々田委員 | 理想論ですけども、それを先ず対応して、次のステップでちゃんとした街で活性化、人が集まるというのが、理想論というか筋だと思うんですよね。 |
| 山田委員 | 法の網っていうか条例の網っていうか。それを掛けて、その範囲の中でやって貰うって形ですかね。 |
| 中村委員 | 場所の用途が風俗営業ですからね。飲食含めて、そういうエリアなので、そこの賑わいって、普通の考え方とまた違った物差しが必要だと思います。だから、カジノじゃないですけどラスベガスとか、テーマパーク的な要素というかね。それなりの景観が賑わいの創出としては必要なかなと思いますけどね。 |
| 増山議長 | 地域のまちづくりの協議会的な取り組みというのはありますか。 |
| 事務局 (八木田係長) | 再生整備計画に関連する団体を都市計画課の方で作ったことは作ったのですが。 |
| 事務局 (赤坂部長) | 山田委員さんが言った様に、前橋って結構規制がいろんなところに掛かっていまして、それが逆に街の発展を妨げている部分もあります。だから非常に難しいところで、冒頭でちょっと活気のある街とお話しさせて貰いましたが、意外と夜活気があるんですよね。だから、そういう意味では逆に市民も望んでいる人も逆にいる訳ですけども、その尺度をどこでどういう風に線引きするかというのは、これから議論を重ねていく必要があると思います。単純に規制だけやっていると排除することは、法によって出来るかも知れないんですけど、その |

| | |
|----------------|---|
| | <p>後どんな街になるんだろうとか考えないといけないと思います。</p> <p>都市計画上の問題だとか、まちづくり、市街地の再開発、都市再生整備計画、立適もありますし、そんな中で景観とどういう風にセットしてやっていくか課題かなと思っています。</p> |
| 中村委員 | <p>ちょっと前に戻ってしまうんですけど、屋外広告物の是正指導の中に壁面屋上の看板等というのがありますよね。</p> <p>企業の例えばお店のコーポレートカラーじゃないですけども、何となくあの色使いであのお店とわかるカラーリングってありますよね。街を見渡して見て、何となくあのお店っていう。そういったものっていうのは、そのお店の看板ではないという判断でしょうか。</p> <p>例えば建物、ビル全体がその派手な色で黄色、青、あるいは、建物全体が一面全部コーポレートカラーで四周ぐるりと塗られている様な建物があると、文字はなくてもあのお店という強いイメージを感じます。それが景観上ちょっと良くないと感じます。</p> <p>私の個人的な意見ですけども。</p> |
| 事務局 (八木田委員) | <p>景観条例ではアクセントカラーの使用は5分の1以内の使用でお願いしておるところですが、5分の1ってやっぱり纏めると大きいので、それはそれで申請を出して貰った時に、併せて出していただく景観チェックシートにてチェック項目や景観への配慮事項を記入していただく形になります。</p> |
| 中村委員 | <p>5分の1は延べ床面積ですか。建物ですか。</p> |
| 事務局 (八木田係長) | <p>壁面積です。</p> |
| 増山議長 | <p>先ほど報告があったけども、大規模な建築物で、ちょっと問題があった時には届出が出ますよね。</p> |
| 事務局 (八木田係長) | <p>はい、出ます。</p> |
| 増山議長 | <p>その時に問題かなという時は、やっぱり審議会にかかる訳ですか。今までは無かったけど。あまりにもという場合には審議会にかかりますよね。</p> |
| 中村委員 | <p>そうすると、建物が存在しているって事はもう許可下りしているということですか。</p> |
| 事務局 (八木田係長) | <p>太田市の景観形成基準が適用になるのは23年1月1日以降なので、それ以前のものになります。その前は色彩に関しては群馬県の条例だったのですけども、マンセル値とか値で規制は行っておらず、穏やかにするとかそういう話で、派手なのが出た時は、派手だけど最初の計画よりは良いよね。という話になったら届け出の受理をしていたという感じですかね。</p> |
| 中村委員 | <p>はい、わかりました。ありがとうございます。</p> |
| 若林委員 | <p>でも、この近辺にも結構カラフルな建物がありますよね。</p> |
| 事務局 (八木田係長) | <p>それに関しては、県と店舗でよく話をして、いくらか色を落としました。ピンクの壁面とかもあったと思うんですが、今ピンクはないです。オレンジと緑と、三色ぐらいになったかなと思います。一番東の方は白いままだったと思いますし、あれでも大分抑えたんで、最初に比べれば抑えた方かなと思います。</p> |
| 丸橋委員 | <p>大きさだけでなく色彩についても配慮を受けたりしましたよね。</p> |
| 間々田委員 | <p>コカ・コーラの赤はたしか京都かどこかとかでは使えなくて、違う</p> |

| | |
|---------------|--|
| | 色に変えていますよね。 |
| 岡田委員 | あるよね、全国的にも何ヶ所か変えてもらっているところがありますよね。 |
| 増山議長 | 企業でも用意しているところは結構あるんですよ。この色がダメなところは別色のメニューというか。いろんなところで色彩についてはうるさくなっていますからね。 |
| 丸橋委員 | 先ほど少し話に出たのですが、いわゆる都市計画というかね、そちらのところから、景観の方も良くなればと思います。部長さん居られる前ですけども、その計画の段階、元々のところからお願いできればなど、そういう風に思います。 |
| 増山議長 | 都市計画と景観の関係は非常に強いでしょうからね。 他には如何でしょうか、色々なご意見いただきましたけども、他にございませんか。 |
| 山田委員 | <p>審議会の主旨とはちょっと違うんですが、今色々な意見出させてもらって、色々な意見を聞いている中で、皆さんが景観というものについて非常に真摯に考えているなど。</p> <p>先日、足利の義理の妹と一緒に掛けてくる中で話をしたのですが、足利っていうところは、わたらせフィルムコミッションとかいうのがあって、結構映画の撮影が多いんですね。今も現状撮影をしているということであったのですが、太田市は太田市役所がアンフェアという撮影に使われた経緯もあるかと思うのですが、その他について映画を撮影するような場所はないように思います。</p> <p>かなり昔の話ですが、市長が就任した時のお祝いの席で自分がちょっと市長に直談判したのは、その太田も東京のよくある銀杏並木じゃないけど、もうそういうものも作ってその映画に登場できるような景観づくり進めていったらどうですかって意見をさせて貰ったんですが、あれから二十数年経って、あまり進んでないような状況です。先日やっぱりそのような話で、足利に比べて太田は映画あまり来ないなと思いました。</p> <p>アンフェアの時は15時で会社全員あがれ、出るんだと言って、応募したけど、出られなかった。</p> <p>そういう映画の撮影に使われるような景観づくりと言うんですか。赤坂部長、新任の部長でですね、部長会の中でも色々あれもあるかと思えますけども、こういったものを何処かに作ろうよ。そういったことでやっていただけると、市民全体の考え方が変わってくるのかなという感じがしたんですよ。</p> |
| 中村委員 | <p>地元太田市で映画の撮影はありましたよね、金山城の上であった、ロックバンドでしたっけ。</p> <p>※映画『群青色の、とおり道』</p> |
| 山田委員 | あれは地元の有志が作ったのでしたっけ。 |
| 間々田委員 | 市で作成したと思います。市民会館だとか太田記念病院とか色んなところが出たりしましたよね。 |
| 事務局 (赤坂部長) | いずれにしても、何かそういう意味でのPRはまだまだ熟度に達していないというのはご指摘の通りでありまして、わたらせフィルムコミッションですよ。結構活発に活動してまして、今太田の方も太田のまちなかを回遊させて、それを今、事業として広報の企画、広報の方でやっていますけども、この間もそういった美術館・図書館 |

| | |
|----------------|---|
| | <p>が出来ましたので、そこから街中を通して新田パンの方ですとか、結構歩いてみると、ここって結構いいね。というのが幾つかあるんですね。そういう形の回遊性を考えながら、良いところだねと発信してこうという取組を今始めていますので、その中で何か映画に使えるような適地も一緒に発信していけたら良いなど。いずれにしましても、何かこう発信力がないと駄目なものですから、我々だけではなくて、広報サイドにも声を掛けてみて努力してみたいと思います。</p> |
| 間々田委員 | <p>映画の撮影地として選ばれるのは当然景観とか、ランドマークみたいなものとか色々あるんですけども、一番はやはり行政がフィルムコミッションを作って、バックアップして、それから市民がボランティアで、映画づくりそのもののバックアップをしないと、景観だけでは中々撮影のためには来ないんですね。</p> <p>それは、足利もそうだし、桐生もそうだし、高崎もそうだし、みんな行政が組織を作って、市民を巻き込んで積極的にこういうところ使ってください。そのようにやらないと、映画の方はメリット無から来ないという、だから、先ほど仰ったように、全体的にフィルムコミッション作ってやらないと、撮影地にはならないかと思えます。</p> |
| 山田委員 | <p>それは確かにそうですね。</p> |
| 事務局 (赤坂部長) | <p>組織云々というよりも今、まさに今年、この間プロポが行われた太田シティプロモーションですかね。太田をPRするための、10月か11月頃だったのかな。それに向けて今、企画の方で取りかかっているところでもあります。そういうことから一つ一つ発信できるものが出来上がっていくのかなという風を感じている訳です。まさに委員言われているようなことが少しずつ動き出しているところです。</p> |
| 増山議長 | <p>フィルムコミッションの映画まで行かなくても、まず仰るように絵になる風景をどうやって作っていくかっていうことは、非常に大事なことだと思います。市民にも愛される街になる為には、インスタ映えっていうか、絵になる風景っていうか、そういうのを作っていくことは大事だと思います。一方で映像の街足利が大きな施策として柱になっているけども、それやるには確かに仰るように、色々な組織作りですとか、かなりの提供をしている訳ですよ。その仕組み作りはまだまだ、ちょっと別の話として大変な訳ですね。</p> <p>他には如何でしょうか。</p> <p>はい、それでは大変活発にご意見いただきました。それでは29年度の報告第2号ですけども景観関連事業実施報告を承認することで宜しいでしょうか？ それでは異議なしということで承認されました。</p> <p>それでは報告の第3号になります。平成30年度の景観関連事業計画について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 (八木田係長) | <p>議案書の11ページをお開きください。</p> <p>それでは、報告第3号「平成30年度景観関連事業計画について」ご説明いたします。</p> <p>1の景観法届出対象行為の届出に関しては、引き続き届出に係る相談・指導を行ってまいります。</p> <p>農地転用や開発許可申請の事前照合時、建築確認の案件のうち、届出対象となる大規模な行為に関して、早期の周知・指導を行ってまいります。</p> |

2番の第8回太田市景観賞・景観講演会は、先ほどの議案のとおり、1月下旬に表彰式を行う予定で進めてまいります。

本年度からは、景観賞そのものの周知ということで、お話にも出ましたが、受賞した案件の見頃を広報やホームページ、ツイッターなどで周知しております。現在は、昨年度受賞の青木さんの「ゴデチアの花畑」が見ごろかと思われま。

3番の第9回お気に入りの景観発表会は、今年度はすでに開催を終えましたけれども、27名の方から62点のご応募があり、4月16日から27日まで市役所1階で、5月8日から15日までエアリスのロビーで展示いたしました。

今年はアンケートを実施いたしまして、集計結果を本日別紙でお配りさせていただきました。

集計結果ですね。こちらは、応募件数の内訳ではなくて、会場にお越しいただいた方の人気投票の数字となっております。やはり写真で映えるイベントを多く行っている「八王子山公園」に人気が集まりましたが、東山公園の水芭蕉なども今年から祭りなどを開催して盛り上げていっていますので、人気となっております。ただ、この表の件数は、ご本人様が記載して、「ぜひ、いらしてください！」などと書いてあったものも含んでの数字ということを報告させていただきます。

第9回は、実施済みの案件ですので、改めまして次の開催ということで、来年度第10回の開催に関して検討している内容を報告します。

期間は例年どおりですが、会場に関しては、先ほどもご意見ございました、イオンモールやニコモールでの開催を検討し、多くの市民への周知に努めたいと考えております。また、応募方法に、パソコンやスマホからの投稿フォームを導入致します。こちらは既に作成済みですので、応募の段階から周知して参ります。第10回ですので、開催後は1回から10回までを全てまとめたものを作成・公開していこうと考えております。

その後の検討と致しまして、スマホで写真を撮ってコメント付けて公開することがSNSで普通に皆さん行われていますから、それらを活かした、随時受付やSNSを有効活用できる体制づくりをやりたいかなと思います。

また、太田市観光協会ではホームページで、PR用写真の無料提供サービスを実施していますので、そちらとの連携なども検討していきたいと考えております。

4番の景観形成重点地区の取り組みについては、本年度から南一番街を候補地として、危険な屋外広告物の管理や許可制度を店舗だけではなく、所有者にも周知していきたいと考えています。

まずは危険な広告物の是正から始めていき、市街地総合再生計画に定める、太田市の顔としての景観を形成できるような規制・誘導などの策定に向けて取り組んでまいります。

5番の屋外広告物許可申請等・是正指導ですが、許可申請事務に係る現地調査を行い、違反物件の早期発見・是正に努めます。

| | |
|----------------|---|
| | <p>なかなか許可が必要なことを知らない事業者も依然として多いですし、広告物業者でありながら許可申請しないですとか、クライアントに許可が必要なことを説明しない業者もいますので、何とか早期対応してまいりたいと考えております。</p> <p>また、変更許可申請を受けずに変更してしまう広告主が多いこともありますので、事前に申請してくださいというPRに改めて取り組んでまいります。</p> <p>その他、景観ボランティアを随時募集するほか、適性化旬間などの集中パトロール、ぐんま景観展、今年は7月4日開催とのことですが、そちらへの参加、風致地区内における建築等の規制事務などを行っていきます。</p> <p>30年度事業計画につきましては、以上になります。よろしくお願いいたします</p> |
| 増山議長 | <p>ありがとうございました。平成30年度景観関連事業計画についての説明いただきました。</p> |
| 岡田委員 | <p>それでは、まずこの中の第10回お気に入りの景観発表会なんですけども、やっぱりパソコン、スマホ、SNSを活用するのは時代の流れで、これは非常に良いことなので、積極的にどんどん取り入れてもらいたいと思います。</p> <p>次に4番目の景観重点地区の取組ですが、危険な広告物と言っていますけども、建物自体が危険だとか、外観が悪いとかっていうのを、どうするかっていうことも考える必要があると思います。例えば、景観に関して一生懸命取り組んでいますけど、倒れそうな家など何軒か見受けられます。</p> <p>そのような建物などについての規制など、市で出来ないのかとも思います。バイパスの通り端に壊れかかった、もう屋根も朽ちちゃって空き家で、変なのが有るんですよね。良いものは推奨し、悪いものはそれをどうやめさせるか、それを聞きたいところでもあります。</p> |
| 事務局 (八木田係長) | <p>そういうことですと、餅は餅屋じゃないですけど、建築の指導をやっているところがパトロールを実際に行っておりまして、必要な指導をさせていただいております。それと、空き家に関しては今年度から大きく対策を講じまして、補助とか出しているところです。</p> |
| 岡田委員 | <p>街中にも壊れたままの朽ち果てた家があるので、そういうものもなんとかしてほしいと思います。30年も40年もそのまま、太田市に規制などをかけてもらって、景観的にも好ましくないと思うので何とかしてほしい思いです。</p> |
| 事務局 (赤坂部長) | <p>アクションはしていると思います。ただ、市の土地ではなく民地であるので、市が勝手に建物を取り壊すなどは出来ません。所有者に説明等は行っておりますが、お金がかかることですし、様々な問題があるという状況です。</p> |
| 岡田委員 | <p>お願いしていくしかないようですね。</p> |
| 事務局 (赤坂部長) | <p>こういった建築物に関する基本的なことは、建築住宅課が行っております。南一番街などは、火災が起こりやすいこともありますので、消防が定期的にパトロールを行っております。</p> |
| 間々田委員 | <p>こういった取り組みが様々な部署の連携で行われていることは分かりました。是非、景観に関しても、部署の垣根を超えて、取り組ん</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <p>でいただければいいと思います。</p> |
| 増山議長 | <p>危険な屋外広告物の管理とは、袖看板の取り付け金具ですとか、サビですとか、そういったところまで見るのでしょうか。</p> |
| 事務局 (八木田係長) | <p>何年か前に北海道の看板落下の事故などが発生した経緯から、全国的に広告業者には看板の安全性に関する注意喚起は広がっていると思います。その絡みで、昨年度南一番街でタウンミーティングを行いました。古くて危険だと思われる看板がいくつかありました。今後、景観重点地区などもありまして、そのような看板をどうするのか、考えていきたいと思っています。</p> |
| 山田委員 | <p>看板を掲げるお店が倒産してしまった場合、事故が起こってしまった場合、その看板に関する責任の所在を含めた許可をしているのでしょうか。</p> |
| 事務局 (八木田係長) | <p>そこまでの許可の権限はおよびません。申請者が不在の場合の責任の所在は、一般的な問題になりますので、所有者あるいは管理者に責任が及ぶと思われます。屋外広告物の許可の中では3年に1回の更新時に安全点検を求めています。</p> |
| 増山議長 | <p>他にはいかがでしょうか。 他にご意見もないようですので、お諮りいたします。 報告第3号 平成30年度景観関連事業計画について、承認することにご異議ございませんか。</p> |
| 委員 | <p>(異議なしの声)</p> |
| 増山議長 | <p>「異議なし」と認めます。よって、報告第3号については、承認されました。 以上をもちまして、審議を終了し議長の職を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> |
| 事務局 (手塚主事) | <p>増山議長におかれましては、円滑に議事を運営していただき、ありがとうございました。また、委員の皆様にも、熱意のある議論をしていただきまして大変ありがとうございました。</p> |
| 事務局 (手塚主事) | <p>(6 その他) 日程「第6 その他」につきまして、委員の皆さんからご意見等がございましたらお願いいたします。 (意見・質問・要望等) ※ なければ、閉会 (7 閉会) 以上を持ちまして、本日の審議会の全日程を終了させていただきます。 本日は、どうもありがとうございました。</p> |